

**エネルギー回収施設(川口)建設及び運営事業
第1回入札説明書等に関する質問の回答**

平成27年5月8日

山形広域環境事務組合

エネルギー回収施設(川口)建設及び運営事業 第1回入札説明書等に関する質問の回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
1	-	-								実施方針等に関する質問、意見への回答	平成27年1月23日付けで公表されております主題のご回答は、本入札公告においても有効であると理解してよろしいでしょうか。	「実施方針等に対する質問、意見への回答」は有効ではありません。
2	全般										「実施方針等に関する質問、意見書に対する回答」においてご回答頂いた内容は、入札説明書等で記載が修正されているものを除き、引き続き有効と考えてよろしいでしょうか。	本表No.1を参照してください。
3	入札説明書	7	III	9						事業実施区域	関連施設の運営・維持管理について、平成27年1月23日付実施方針等に関する質問、意見等に対する回答No.4のとおり、設計・建設期間中は建設事業者が実施すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	入札説明書	7	III	9						事業実施区域	事業実施区域は、「入札説明書添付資料-2 事業実施区域」に示す通りとのことですが、その範囲は、添付資料-2に示される敷地境界（本件施設対象区域）の範囲に加え、敷地境界を越えて示されている敷地南東部の緑色で着色されたアクセス道路及びピンク色で示された雨水排水路、及び敷地東部のピンク色で示された雨水排水路及び赤色で示された橋梁が含まれると見てよろしいでしょうか。また、貴組合の敷地境界を越えた範囲を運営事業者が維持管理する事について問題（地権者等との調整事項、その他制約等含む）がないことを確認させてください。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、今後、組合と関係者の協議により決定するものとします。
5	入札説明書	7	III	12						事業の対象となる業務範囲	実施方針添付資料-4「役割分担概念図」の最新版を提示願います。	役割分担概念図の最新版として【第1回入札説明書等に関する質問回答添付資料-1】を提示しますので参照してください。
6	入札説明書	10	IV	2	(1)					入札手続の概要	現地状況や既設施設の運転状況等の理解を深める為、現地見学会及び既設施設である半郷清掃工場の見学会の開催をご検討お願い致します。	現地見学会は行いませんが個別の見学は可とします。見学を希望する場合は日程を調整しますので、組合に連絡するものとします。
7	入札説明書	10	IV	2	(1)					入札手続の概要	開札に関する手続をご教示願います。また、開札にあたって事業者の立会を希望致します。	開札に関する手続については、事業者提案書の受付以降、応募者に通知します。また、先行施設と同様に応募者が開札に立ち会うものとします。
8	入札説明書	10	IV	2	(1)					入札手続の概要	開札に関する手続をご教示願います。開札を実施する場合、応募者の立会いを希望致します。	本表No.7を参照してください。
9	入札説明書	13	IV	2	(5)	エ				概要説明会	提出書類にフロー図、配置・動線計画、設計建設期間の工程を提出するようにご要求がありますが、設計の進捗により、提案書提出時に変更となることをご了承ください。	了承します。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
10	入札説明書	19	IV	4	(2)	イ	(7)			本件施設のプラントの設計・建設ならびに建築物等の設計を行う者の要件	本要件は、当該業務を複数の構成員又は協力企業で実施する場合は、少なくとも1社が全ての要件を満たすことと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	入札説明書	20	IV	4	(3)	イ	(9)			運営事業者から複合施設の運営・維持管理業務を受託する者の要件	特別目的会社自身が運転事業所であり、要員は実績を有する母体企業から派遣されている実例があります。つきましては、本件においても、要件を満たす施設の運転・維持管理業務を受託している特別目的会社に出資し、且つ運転・管理要員を派遣している場合は、運転実績を有すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、ご指摘の場合の運転実績を証明する書類として、当該特別目的会社への出資ならびに運転・管理要員としての派遣を証明する書類の提出を義務づけます。
12	入札説明書	24	VII	1						特別目的会社の設立	①本事業の独立性確保のため、先行施設SPCと本事業SPCの人員（役員含む）・事務所等の兼務は不可と考えてよろしいでしょうか。 ②また、同様の見解から、資機材、予備品、重機、用役等の兼用も不可と考えます。	①人員については運営業務委託契約書（案）第21条第7項のとおりとします。事務所等の兼務については、基本協定書（案）第5条第1項のとおりとします。 ②各施設単独で保有するものとします。
13	入札説明書	24	VII	1						特別目的会社の設立	特別目的会社の本社所在地は、本施設内に設置できると考えてよろしいでしょうか。	不可とします。
14	入札説明書添付資料-2	1/1								事業実施区域の学習エリア	入札説明書添付資料-2事業実施区域に記載の「学習エリア」については、付帯施設とは異なり、かつ関連施設としての定義にも含まれておりませんが、貴組合の想定利用方法を教示下さい。また当該エリアに関連し、設計・建設事業者及び運営事業者で実施すべき業務内容があれば教示ください。	「学習エリア」は、エネルギー回収施設整備区域に含まれる緑地帯と、関連施設の水場環境創出場を合わせた、一体的な利用での環境学習の場を想定しております。業務内容については、利用方法に応じた提案を事業者が行うものとします。
15	入札説明書添付資料-3	4/4	3	(3)	エ					物価変動に基づく改定方法	「提案書に当該指標と合理的根拠を記載」とありますが、記載箇所についてご指定願います。	様式集（様式7-3）の空欄に任意で記載してください。
16	入札説明書添付資料-4	2/10	1	(3)	エ					運営業務委託費の減額に関する基本的考え方	「運営・維持管理業務における減額措置は、異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他運営事業者の運営業務委託契約に基づく債務の不履行により、本件施設又は複合施設の全部または一部の運転を停止した場合（以下「運転停止型減額措置」という。）と・・・。」とありますが、本項における「一部の運転を停止した場合」について、ごみ処理に直接影響しないような機器・設備の停止については対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、ご質問の場合には運転継続型減額措置の対象となると考えられますので、入札説明書添付資料-4 3(1)に記載のとおり、事業契約締結後に詳細化するものとします。
17	入札説明書添付資料-4	8/10	4	(1)						組合における実績処理対象物量及び実績ごみ質ならびに実売電力量の確認	「・・・及び実績ごみ質が計画範囲内であることを確認する。」とありますが、想定されている確認方法とは、事業者提案（様式6-5に定める内容）のほか、組合殿で実施されるごみ質分析等と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	入札説明書添付資料-4	9/10	4	(3)						計画売電力量の達成状況の確認	「運営事業者の責めに帰すことのできない事由」とは、ごみ質、ごみ量の変動に由来する売電量の変動も含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
19	入札説明書 添付資料-6	1/1								契約スキーム (例)	運営事業者 (特別目的会社) は、運営業務担当企業への委託だけでなく、運営業務の全部または一部を自ら行うことも可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	要求水準書 設計・建設業務 編	5	第Ⅱ 編	第1 章	第1 節	2	イ	(エ)	(カ)	工事計画	提案作成にあたって、事業者がJRと協議を行ってもよろしいでしょうか。また、可能であれば、組合殿が事前協議を実施された、窓口 (担当者) をご教示ください。	要求水準書添付資料-14 関係機関との協議についてのとおりとします。なお、窓口は、東日本旅客鉄道株式会社山形保線技術センターになります。
21	要求水準書 設計・建設業務 編	7	第Ⅱ 編	第1 章	第1 節	6	(1)	ア		用地条件	「組合で実施する造成工事後の地盤高さを約221mとする」とありますが、建築物等の設計GLについては、土量バランス等を考慮の上、事業者提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書 設計・建設業務 編	7	第Ⅱ 編	第1 章	第1 節	6	(1)	イ		気象条件	(ア) 気温で最高38.9℃、最低-16.8℃とありますが、空調熱負荷算出時の設計外気温は『国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 建築設備設計基準 平成21年版』の山形の条件 (夏期: 34.3℃、相対湿度53.7% 冬期: -4.4℃ 相対湿度78.9%) を使用するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、事業実施区域が要求水準書に示す気象条件となることに留意してください。
23	要求水準書 設計・建設業務 編	8	第Ⅱ 編	第1 章	第1 節	6	(1)	ア	(エ)	建物に対する凍結深度	宅地内0.45m、通路1.20mと記載がありますが、敷地内全体において、宅地内の基準である0.45mを一律で採用するものと考えてよろしいでしょうか。(もしくは構内道路に対しては、通路 (1.20m) を採用する必要があるでしょうか。)	要求水準書に記載のとおりとします。なお、詳細については上市市上下水道課との協議によるものとします。
24	要求水準書 設計・建設業務 編	8	第Ⅱ 編	第1 章	第1 節	6	(1)	イ	(エ)	凍結深度	建物に対する凍結深度「宅地0.45m、通路1.20m」とありますが、「通路」は敷地内構内道路も含まれますでしょうか。また対象となる配管は、「上市市給水装置の構造及び材質に関する規定」より、給水配管のみとの理解でよろしいでしょうか。	本表N0.23を参照して下さい。
25	要求水準書 設計・建設業務 編	8	第Ⅱ 編	第1 章	第1 節	6	(2)			都市計画事項	都市計画区域外・用途地域指定なしのため、法22条地域は適用外と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書 設計・建設業務 編	8	第Ⅱ 編	第1 章	第1 節	7				敷地周辺状況	今回の建設工事に際して、雨水調整池などの開発行為に関わる流出調整施設等の設置は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書 設計・建設業務 編	18	第Ⅱ 編	第1 章	第3 節	1	(2)	ウ		雨水排水	構内雨水排水の河川への放流位置は、提案によるものと認識していますが、本施設の排水流末を組合様で実施する農業用排水路または雨水排水路に合流させることは可能でしょうか。不可の場合、忠川護岸を一部取壊し水路底を忠川のHWLより上位で接続する必要があります。対象区間における忠川のHWLをご教示願います。また、市道前川ダム東線の縦断面図についてもご提供願います。	構内の雨水排水は、雨水排水路に接続する計画とします。
28	要求水準書 設計・建設業務 編	27	第Ⅱ 編	第1 章	第4 節	2	(5)	エ		残存工作物	要求水準書添付資料-4「現地敷地周辺計画図」からは本工事の障害となる残存工作物等は確認できません。現状、組合殿にて認識されている残存工作物があればご教示ください。	現状で確認できる残存工作物は、組合が行う造成工事において撤去することとします。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
29	要求水準書 設計・建設業務 編	27	第Ⅱ 編	第1 章	第4 節	2	(5)	カ		建設発生土の処分	発生土の処分地のご指定があればご教示ください。	建設事業者が確保のうえ、適正に処分することとします。
30	要求水準書 設計・建設業務 編	47	第Ⅱ 編	第2 章	第1 節	8	(1)			地震対策	耐震安全性の分類を「官庁施設の総合耐震計画基準」により、構造体Ⅱ類として耐震化の重要度係数を1.25以上、建築非構造部材A類、建築設備甲類とするとありますが、これらは耐震性に関する要件である設計用水平震度を対象とし、商用電力対策、電力設備信頼性ならびに通信途絶対策の規定は該当しないものと考えてよろしいでしょうか。	商用電力対策、電力設備信頼性並びに通信途絶対策の規定についても、建築設備の耐震安全性の確保のため甲類の基準のとおりとします。
31	要求水準書 設計・建設業務 編	49	第Ⅱ 編	第2 章	第2 節	1	(5)	オ		ごみ計量機 待車	既設施設において、繁忙期の最大待車実績をご提示お願いします。	半郷清掃工場における最大待機台数は10台程度です。通常、計量機の後方に一列で待機します。待機車両が多くなる場合、職員による誘導整理員を別途配置し、施設敷地内で待機しています。
32	要求水準書 設計・建設業務 編	52	第Ⅱ 編	第2 章	第2 節	6	(4)	エ		ごみピット	本項は、安定燃焼に資するため、ごみピットで十分に攪拌できることを目的とした特記と推察します。現状、受入ごみピットに対して、「奥行きはバケット全開時の2.5倍以上」とのご指定ですが、今回は2ピット構成ですので、受入ごみピットまたは破碎ごみピットのいずれか一方で要求水準を満足できれば可と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
33	要求水準書 設計・建設業務 編	53	第Ⅱ 編	第2 章	第2 節	5	(4)	エ		ダンピングボックス	「パッカー車が直接ごみを荷下ろしできる構造とし、搬入検査に配慮した構造とすること。」とありますが、他の方法でパッカー車の搬入検査が可能であれば、ダンピングボックスに本項は適用しなくても良いと考えてよろしいでしょうか。	搬入等プラットフォームの有効なスペースが確保される前提であれば提案して下さい。
34	要求水準書 設計・建設業務 編	58	第Ⅱ 編	第2 章	第2 節	11	(3)			粗物切断機	対象となる粗物1個の最大重量はどの程度を想定されているか、ご教示願います。	可燃性粗大ごみの対象品目を、「重さ80kg以下のもの」としています。
35	要求水準書 設計・建設業務 編	58	第Ⅱ 編	第2 章	第2 節	11	(3)			粗物切断機	1辺1800mm程度を想定している粗物の具体例をご提示願います。	大型可燃ごみ（剪定枝、たたみ、ござ、カーペット、障子戸、襖戸、木製ダンス、木製棚等）になります。
36	要求水準書 設計・建設業務 編	70	第Ⅱ 編	第2 章	第3 節	16	(2)			不燃物破碎機	数量について、[2]基とカッコ書きとなっておりますので、パイパス等を設けることにより連続運転の阻害要因を排除すれば、1基構成の提案も可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
37	要求水準書 設計・建設業務 編	87	第Ⅱ 編	第2 章	第5 節	2	(3)			HCl SOx除去装置 使用薬 剤	標準仕様として消石灰を記載している理由をお聞かせ下さい。	消石灰以外の提案をする場合は、薬剤が下記の6項目を満足する条件で認めるものとします。 ①取扱い上、無害安全であること。 ②コスト優位性があること。 ③購入が容易であること。 ④維持管理面で同等であること。 ⑤使用実績があること。 ⑥最終処分場への悪影響がないこと。
38	要求水準書 設計・建設業務 編	95	第Ⅱ 編	第2 章	第6 節	3	(3)	イ		ロードヒーティング設備	市道前川ダム東線部のロードヒーティング設備へ供給する温水の温度および水量は、供給熱量を遵守すれば事業者側での検討結果に応じて提案することは可能でしょうか。	原則として要求水準書に記載のとおりとしますが、概要説明会における提案は可能です。可否については別途判断します。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
39	要求水準書 設計・建設業務 編	96	第Ⅱ 編	第2 章	第6 節	5	(1)			給湯用温水設備	形式が電気式とありますが、余熱を利用した形式とする提案を行うことは認められるでしょうか。	電気式とします。
40	要求水準書 設計・建設業務 編	111	第Ⅱ 編	第2 章	第10 節	2				所要水量	引込管の口径を算出するに用いた水量は160m3/日のことですが、上水160m3/日の取水は可能と考えてよろしいですか。年間を通して取水制限は無いものと考えてよろしいですか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、上山市上下水道課との協議によるものとします。
41	要求水準書 設計・建設業務 編	111	第Ⅱ 編	第2 章	第10 節	3				生活用水受水槽	断水しても3日分の貯留を確保できることとありますが、生活用水受水槽については、「水道施設設計指針」（日本水道協会）に準拠し、計画一日使用水量の40～60％程度の容量にて計画するものと考えてよろしいでしょうか。	飲料水を除いた生活用水については、3日分の貯留を確保するものとします。飲料水については、水道法等の関係法令を遵守する計画としてください。
42	要求水準書 設計・建設業務 編	117	第Ⅱ 編	第2 章	第11 節	3				プラント排水	プラント系排水は、無機系排水処理設備と有機系排水処理設備で処理とありますが、再利用に支障がなければ、処理フローについては事業者からの提案が可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	要求水準書 設計・建設業務 編	133	第Ⅱ 編	第2 章	第12 節	13	ウ	(エ)	③	ケーブルラック上の配線について	ケーブルの途中（中間地点）に表示シートを付けることは困難であり、またケーブル追設工事をした際に剥がれてしまうことも考えられますので、表示シートはケーブルの末端部（例：盤内に立ち上がったケーブルの外皮部分など）にのみ設置したいと考えていますが宜しいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
44	要求水準書 設計・建設業務 編	137	第Ⅱ 編	第2 章	第13 節	3	(3)			ITV装置	受付を監視するカメラの「音声モニタ機能」とは、遠隔の監視場所（中央制御室）にて監視対象箇所を音声を確認する機能と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	要求水準書 設計・建設業務 編	143	第Ⅱ 編	第2 章	第14 節	4				洗車装置	洗車装置使用後の床清掃は、使用者にて実施頂けると理解してよろしいでしょうか。	洗車装置の使用者は、洗車場を清潔に保つように努めるものとしますが、清掃を含めた維持管理は運営事業者が行うものとします。
46	要求水準書 設計・建設業務 編	146	第Ⅱ 編	第2 章	第14 節	14				電気自動車急速充電設備	電力供給する電気自動車台数は、充電設備1台につき自動車1台と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	要求水準書 設計・建設業務 編	149	第Ⅱ 編	第3 章	第1 節	3	(1)			配置計画 配置条件	ごみ収集車両の動線に関し、配置条件を満足した上で、ランプウェイ方式の採用など、事業者提案で可と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	要求水準書 設計・建設業務 編	149	第Ⅱ 編	第3 章	第1 節	3	(1)	ア		建設用地への進入路	市道前川ダム東線から敷地へのアクセスは、貴組合にて施工される橋梁のみであり、事業者による追加設置は認められないものと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
49	要求水準書 設計・建設業務 編	149	第Ⅱ 編	第3 章	第1 節	3	(1)	ア		建設用地への進入路	貴組合にて施工される橋梁の北側にある既存の橋は、本事業にて使用可能と考えてよろしいですか。また、既存の橋の維持管理は事業者の範囲外と考えておりますがよろしいでしょうか。	前段については、要求水準書に記載のとおりとします。 後段については、ご理解のとおりです。
50	要求水準書 設計・建設業務 編	149	第Ⅱ 編	第3 章	第1 節	3	(1)	ウ		緩衝緑地帯	緩衝緑地帯について、勾配などの制限があれば、ご教示願います。	要求水準書に記載のとおりとします。

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
51	要求水準書 設計・建設業務 編	149	第Ⅱ 編	第3 章	第1 節	3	(1)	ウ	緩衝緑地帯	市道前川ダム及びJR奥羽本線沿いの緩衝緑地帯は、それぞれの敷地境界線から、幅5.0m以上を確保すればよいと考えてよろしいでしょうか。 その場合、要求水準書添付資料-1の事業実施区域図における、奥羽本線側の中央部の雨水排水路がクランクしている箇所（E 前川ダム線1と書かれている辺り）も、敷地境界線に沿って、緩衝緑地帯に含んでよろしいですか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書 設計・建設業務 編	149	第Ⅱ 編	第3 章	第1 節	3	(1)	エ	建築不可エリア	建築不可エリアをご指定されていますが、がけ条例にもとづき必要な対策等を実施すれば、当該エリアに建屋を配置可能と考えてよろしいでしょうか。	詳細については山形県建築基準条例に基づき担当部局との協議が必要になります。
53	要求水準書 設計・建設業務 編	150	第Ⅱ 編	第3 章	第1 節	3	(1)	オ (イ)	搬入から退出の順路	「直接搬入車、許可業者については受付（住所などの記載を含む）、手数料の徴収を行う。」とありますが、ここでいう許可業者とは、要求水準書P.11 表Ⅱ.1.3のもやせるごみ 直接搬入の欄に記載の、2tパッカー車、4tパッカー車に該当すると理解してよろしいでしょうか。また、それらに該当する場合、許可業者（2tパッカー車、4tパッカー車）についても受付（住所などの記載含む）、手数料徴収が必要と考えてよろしいでしょうか。それとも、2回計量のみで住所記載等の手続きは不要でしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、要求水準書に記載のとおりとします。
54	要求水準書 設計・建設業務 編	150	第Ⅱ 編	第3 章	第1 節	3	(1)	オ (イ)	搬入から退出の順路	直接搬入車、小動物持ち込み車両について、受付手順の詳細（受付表の記載内容、現状での1台当たりの受付に要する時間等）をご教示ください。	計量棟において受付票（搬入した日付、搬入者の住所、氏名、電話番号及び、搬入するごみの種類等の事項）の記載を依頼します。その所要時間は数分程度を想定しています。
55	要求水準書 設計・建設業務 編	153	第Ⅱ 編	第3 章	第2 節	2	(2)	イ	一般構造	「処理棟1階の床は、地下階施工後の埋戻土などの影響を受けない構造とする」とありますが、適切な沈下対策等を実施すれば、土間構造の床を採用可能と考えてよろしいでしょうか。	応募者の提案によるものとします。
56	要求水準書 設計・建設業務 編	163	第Ⅱ 編	第3 章	第2 節	7	(1)		計量室及び計量用車路	要求水準書設計建設業務編P.150 (ウ)～(カ)が満足できるのであれば、計量室を分割配置することは可能と考えてよろしいでしょうか。	原則として要求水準書に記載のとおりとしますが、概要説明会における提案は可能です。可否については別途判断します。
57	要求水準書 設計・建設業務 編	165	第Ⅱ 編	第3 章	第2 節	8	(1)	ソ	見学者施設計画	「啓発・環境学習機能は、本件施設と立谷川リサイクルセンター、上野最終処分場、先行施設を・・・。」とありますが、立谷川リサイクルセンター、上野最終処分場の監視カメラ映像や先行施設の監視カメラ映像及び各種測定値等のデータの通信施設は、先行施設整備において既に利用可能なよう整備されているものと考えられます。 本件施設においてはそれらの情報を高速通信網を介して利用できるものとし、別途、立谷川リサイクルセンター、上野最終処分場、先行施設側の改造、整備は不要と考えてよろしいでしょうか。	先行施設には本件施設の接続は含まれておりませんので、立谷川リサイクルセンター、上野最終処分場及び先行施設のシステムからのデータの取出しや通信機材の設置等、既存設備の一部改造を含みます。
58	要求水準書 設計・建設業務 編	167	第Ⅱ 編	第3 章	第2 節	8	(3)		水場環境創出場	水場環境創出場は、要求水準書 運営・維持管理編 表1.2に記載の維持管理対象である関連施設に含まれていないことから、基本的に自然の状態を保持し、事業者による維持管理は不要と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書 運営・維持管理編 表1.2は、主要な施設を記載したものであり、水場環境創出場は関連施設に含まれますので、運営事業者による維持管理が必要です。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答		
59	要求水準書 設計・建設業務 編	175	第Ⅱ 編	第2 章	第4 節	7					給湯設備工事	「給湯は余熱利用とするが、離れた施設については電気式も可とする」とありますが、P96第6節7給湯用温水設備(1)形式に記載の通り、給湯設備はすべて電気式をご指定と考えてよろしいでしょうか。	本表No. 39を参照して下さい。	
60	要求水準書 設計・建設業務 編	175	第Ⅱ 編	第2 章	第4 節	8	(1)					エレベータ設備工事	エレベータは見学者用、組合職員用、事業者用は別々に適正数設けるものとありますが、見学者用と組合職員用は共用エレベータとする等の提案は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書 運営・維持管理 業務編	5	第1 章	第1 節	5							業務実施区域	業務実施区域は、複合施設対象区域との記載がありますが、複合施設対象区域とは、入札説明書添付資料-2事業実施区域と同じ範囲と考えてよろしいでしょうか。	本表No. 4を参照してください。
62	要求水準書 運営・維持管理 業務編	10	第1 章	第3 節	12	(3)						急病等への対応	本施設に設置するAEDの台数は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	要求水準書 運営・維持管理 業務編	10	第1 章	第3 節	13							災害発生時の協力	計画外の災害廃棄物の処理にあたっては、通常ごみを処理した場合の方法（事前に取り決めた変動費での精算）とは別途の方法で費用を精算頂ける様をお願い致します。	ご理解のとおりです。災害発生時の処理費用の精算については、合理的な費用範囲において別途協議により決定いたします。
64	要求水準書 運営・維持管理 業務編	14	第1 章	第2 節	表 2.1							有資格者の配置	安全管理者、衛生管理者は常時50人以上の労働者を使用する場合に必要になりますが、50人未満で運営をする場合は安全衛生推進者を配置することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	要求水準書 運営・維持管理 業務編	15	第3 章	第2 節	1	(2)						受付管理	計量時の料金徴収は、現金以外の方法で徴収方法することは可能でしょうか。	計量時の料金徴収は、原則的に現金とします。
66	要求水準書 運営・維持管理 業務編	15	第3 章	第2 節	1	(3)						受付管理	委託業者に対して、計量伝票を発行しますが、年間発行枚数を教示願います。	要求水準書添付資料 - 6 搬入車両台数実績値等（月別搬入台数）（参考）を参考にして下さい。
67	要求水準書 運営・維持管理 業務編	15	第3 章	第2 節	1	(5)						受付管理	添付資料11「小動物処理について」にカモシカが処理対象とありますが、過去の搬入事例（おおよその体長、重量および解体処置の実施有無）をご教示ください。	カモシカの体長1.2m、肩高70cm、体重40kg程度です。また、立谷川清掃工場においてカモシカの処理を行う場合は、小動物焼却炉に投入するため、紐等により縛ったり、解体等の前処理を行っています。
68	要求水準書 運営・維持管理 業務編	16	第3 章	第2 節	5							受付	エネルギー回収施設において、祝日の受付時間は、土曜日と同様午前9時から正午までと理解してよろしいでしょうか。	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日については、月曜日から金曜日と同様に午前9時から午後4時まで受付を行うものとします。
69	要求水準書 運営・維持管理 業務編	16	第3 章	第2 節	5	(1)						受付	組合のエネルギー回収施設における受付時間に昼の受付休憩時間はありますか。受付休憩時間がある場合には、休憩時間を教示願います。	受付は要求水準書に記載の時間を、連続して行うものとします。

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
70	要求水準書 運営・維持管理 業務編	16	第3章	第2節	5				受付	電気自動車急速充電設備への送電電力は事業費の算出に影響を与えるものですが、事業者にて利用台数や利用率等を想定することは困難と考えます。入札の公平性を担保するため、送電電力の統一数値を提示頂けないでしょうか。	利用者は1日あたり数台程度と想定していますが、正確な台数は提示できません。
71	要求水準書 運営・維持管理 業務編	16	第3章	第2節	5				受付	電気自動車急速充電設備の受付時間は、エネルギー回収施設と同等と考えてよろしいでしょうか。また、徴収した料金について組合殿への受け渡し方法（現金渡し、振込等）および頻度についてご教示ください。	前段については、要求水準書のとおりです。 後段については、ごみ処理手数料の徴収と同様の受け渡し方法とします。
72	要求水準書 運営・維持管理 業務編	16	第3章	第2節	5	(2)			受付	電気自動車急速充電設備の料金徴収について、現金による自動精算方式とありますが、電気自動車の利用者は、専用充電カード、クレジットカードを利用していますので、電気自動車所有者の利便性を考慮して現金以外の料金徴収としてもよろしいでしょうか。 現金による自動清算方式の場合、専用システムを作る必要があると考えますので、要求水準書に記載をお願いします。 また、組合所有の電気自動車の場合においても料金徴収すると考えてよろしいでしょうか	前段の電気自動車急速充電設備の料金徴収については、要求水準書に記載のとおりとします。 後段の組合所有の電気自動車の料金徴収については、別途協議するものとします。
73	要求水準書 運営・維持管理 業務編	16	第3章	第2節	5	(2)			受付	電気自動車急速充電設備の利用者からの協力金徴収方法は現金による自動精算方式とのことですが、対象となる利用者の区分、利用予定人数、利用時間等につき想定される条件をご教示お願いします。 また、利用者との契約等は貴組合が行い、運営事業者は、徴収した協力金を同節4項に記載のごみ処理手数料の徴収と同様に貴組合が定める方法によって貴組合の指定金融期間へ引き渡すものとし、詳細方法は別途協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、本表No. 70を参照してください。 後段については、ご理解のとおりです。
74	要求水準書 運営・維持管理 業務編	16	第3章	第3節	(2)				搬入管理	一般住民が直接搬入される処理対象物の荷下ろしは、一般住民が行うことが原則との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
75	要求水準書 運営・維持管理 業務編	17	第3章	第4節	(3)				適正処理・適正運転	「有害鳥獣の処理の依頼」とは「捕獲の依頼」という意味でなく、「焼却処理の依頼」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	要求水準書 運営・維持管理 業務編	17	第3章	第4節	(3)				適正処理・適正運転	「・・・有害鳥獣の処理の依頼があった場合は処理について協議に応じること。」とありますが、追加費用精算も含めて協議されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	要求水準書 運営・維持管理 業務編	17	第3章	第4節	(3)				適正処理・適正運転	有害鳥獣の処理については、小動物焼却炉で処理範囲、処理できる大きさのもののみと考えてよろしいでしょうか。小動物の大量処分については、別途費用等の協議によるものと考えます。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、本表No. 76を参照してください。
78	要求水準書 運営・維持管理 業務編	17	第3章	第6節	(2)				用役の管理	エネルギー回収施設を稼働するために必要な3日分の用役を確保とありますが、1炉運転が可能な容量とすることよろしいでしょうか。	要求水準書にある施設規模の運転が可能なものとします。

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
79	要求水準書 運営・維持管理 業務編	18	第3章	第9節	4				古紙	古紙の仮設古紙回収用ストックヤードでの保管は、古紙の種類毎（新聞、雑誌、ダンボール、雑誌）の保管となるのでしょうか。 また、再資源業者の引渡しは、ストック量に係らず月1回程度行われるものとしてよろしいでしょうか。	前段については、古紙のストックについては、ダンボール、新聞、雑誌、雑がみの種類ごとに分類し、積置きするものとします。 後段については、ご理解のとおりです。
80	要求水準書 運営・維持管理 業務編	22	第4章	第3節	3				保全工事	関連施設において自然災害起因の損傷により補修・交換が発生した場合、費用負担等については貴組合との協議によるものと考えます。	ご理解のとおりです。
81	要求水準書 運営・維持管理 業務編	22	第4章	第3節	3				保全工事	「関連施設については、事業期間中において日常計画的に反復して行われる手入れ、または軽度な修理に加え、第三者への影響の除去あるいは美観・景観や耐久性の回復を目的とした補修、建設時に施設が保有していた程度まで安全性あるいは、使用性のうち力学的な性能を回復させるための補修を含むものとする。なお、複合施設のうち組合又は上山市が行う業務である橋梁工事（ロードヒーティング放熱管布設除く）及び敷地造成工事の設計及び施工の瑕疵を起因とする補修工事が必要となった場合はこの限りでない。」とありますが、運営事業者が業務期間に行う業務及び貴組合または上山市様が行う業務の基本的区分は以下の通りと考えてよろしいでしょうか。 【運営事業者が行う保全工事】 ・ 橋梁： 橋梁の構造に係らない表層アスファルトの部分的補修及び、ロードヒーティング放熱管に係る補修工事 ・ アクセス道路： 表層アスファルトの部分的補修 ・ 雨水排水路、農業用水路： 必要に応じた清掃 ・ 落石防護柵： 定期的な状態監視 【貴組合または上山市様が行う保全工事】 ・ 橋梁、アクセス道路、各水路、落石防護柵それぞれについて、上記の運営事業者の範囲を越える補修、更新等	関連施設は、1件につき130万円未満の保全工事を運営事業者が行うものとします。
82	要求水準書 運営・維持管理 業務編	28	第6章	第1節					複合施設の防災管理業務	「地域防災に協力を行うこと」とありますが、「上山市地域防災計画」を指すものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
83	要求水準書 運営・維持管理 業務編	29	第7章	第3節					施設警備・防犯	「複合施設整備区域」とありますが、「複合施設対象区域」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「複合施設対象区域」と読み替えるものとします。
84	要求水準書 添付資料-1								事業実施区域関連資料	敷地北西部に学習エリアが配置されていますが、 ①学習エリアの整備は、別途工事の造成工事にて整備されとの認識でよろしいでしょうか。 ②事業者の工事範囲となる場合、学習エリアの目的、イメージ等があれば、ご教示願います。	①水場環境創出場の整備は、組合が行う敷地造成工事において行いますが、学習エリアの整備は建設事業者の工事範囲となります。なお、組合が行う敷地造成工事に係る学習エリアの整備は、伐木除根、残存工作物の撤去等を実施します。 ②本表No. 14を参照してください。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
85	要求水準書 添付資料-1								事業実施区域関連資料	CADデータの提供をお願い致します。	組合が行う敷地造成工事の入札公告前のため、現時点でのCADデータの提供は差し控えさせていただきます。	
86	要求水準書 添付資料-2								造成計画図	CADデータの提供をお願い致します。	組合が行う敷地造成工事の入札公告前のため、現時点でのCADデータの提供は差し控えさせていただきます。	
87	要求水準書 添付資料-2								造成計画図	CADデータの提供をお願いします。	本表No. 86を参照してください。	
88	要求水準書 添付資料-4								現地敷地周辺計画図	貴組合で施工される橋梁について、特許工法（特許第4318694号）との記載がありますが、運営事業者が行う保全工事に係る維持管理基準、要領等があればご提示お願いします。また、その他のアクセス道路、雨水排水路、農業用水路、落石防護柵についても、運営事業者が行う保全工事に係る維持管理基準、要領、資料等がありましたら内容をご提示ください。	運営事業者が行う保全工事に係る維持管理基準、要領、資料等はありませんが、運営事業者の提案により別途協議するものとします。	
89	要求水準書 添付資料-10								消雪計画平面図	実施方針時の添付資料には「消雪管取合い点」の明記がありましたが、今回同記述が削除されております。特別な理由がございましたら、御教示願います。	「消雪管取合い点」を明記した資料として【第1回入札説明書等に関する質問回答添付資料-2】を提示しますので参照してください。	
90	要求水準書 添付資料-12								排水フローシート（参考）	実施方針等に関する質問回答No. 36に、「屋根雨水は河川放流不可」との回答がありましたが、フローシートの通り、利用しきれない場合は、放流可能水質を確保の上、河川放流可能との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
91	要求水準書 添付資料-14								上山市土地改良区との協議経過	雨水排水基準について、工事期間中（試運転期間含む）は適用されないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
92	要求水準書 添付資料-14								上山市土地改良区との協議経過	「建設中の工事排水はダム管理所所管と考えられる」との文言がありますが、上山市土地改良区とは別に、ダム管理所からの、工事期間中の規制事項等がありますでしょうか。	ダム管理所等が指示する工事期間の規制事項はありませんが、要求水準書に示す対策を講じるものとします。	
93	要求水準書 添付資料-14								東日本旅客鉄道株式会社山形保線技術センターとの協議結果	「高木の植樹について問題ないことを確認した」とのことですが、高木の高さの定義がございましたら御教示願います。	応募者の提案内容により条件が変わることから、東日本旅客鉄道株式会社山形保線技術センターと個別に協議するものとします。	
94	要求水準書 添付資料-14								東日本旅客鉄道株式会社山形保線技術センターとの協議結果	J Rとの入札参加者の個別相談が可能とのことですが、個別相談の可能時期、J R御担当者様の連絡先、手続き方法等について、御教示願います。	本表No. 93を参照してください。	

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
95	要求水準書 添付資料-14									東日本旅客鉄道株式会社 山形保線技術センターとの 協議結果	「線路の中心から7.5m以内を近接工事扱いとする」と は、掘削に伴う土留め壁または掘削法面の法肩と線路中心 距離が表記範囲を超える場合は、「無条件範囲」として施 工可能であるという理解でよろしいでしょうか。	本表No. 93を参照してください。
96	落札者決定基準 書	5	2	(1)	エ	①				緊急時の対応	「付帯施設利用書」とありますが、「付帯施設利用者」が 正と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「付帯施設利用者」と読み替えるも のとなります。
97	建設工事請負契 約書（案）	3	第14 条	1	(2)					発注者が提示する調査結 果以外に必要な事前 調査	発注者が提示する調査結果以外に必要な事前調査につ いて、現時点で具体的な想定はございますか。	現時点では具体的な想定はございません。
98	建設工事請負契 約書（案）	6	第23 条							支払い限度額及び出来高 予定額	設計・建設業務の支払いの限度額は、仮契約の時点でご提 示頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	建設工事請負契 約書（案）	6	第24 条	1						前払金及び中間前払金	「予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請 求することはできない」とありますが、「予算の執行が可 能となる時期」とは、該当年度の4月1日と理解してよろし いでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	建設工事請負契 約書（案）	18	第54 条	2	4					履行遅滞の場合における 損害金等	「法定率の割合」についてご教示ください。	基本契約書別紙1に定義する法定率を意味します。
101	建設工事請負契 約書（案）	31								別紙4 保険の詳細	入札説明書添付資料5の記載内容に加えて生産物賠償責任 保険が記載されておりますが、本内容も記載の条件で加入 が求められると理解してよろしいでしょうか。なおその場 合、加入の仕方によってはその他の保険に集約される形に なる事も想定されますが、記載の条件を満たしていれば良 いと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	運営業務委託契 約書（案）	8	第35 条	1						副生成物一溶融スラグ	溶融スラグの所有権は、ストックヤードで発注者から受注 者へ譲渡されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	運営業務委託契 約書（案）	23								別紙1 保険の詳細 （第三者損害賠償保険）	入札説明書添付資料5では「本件施設の運営・維持管理業 務にかかる・・・」、本頁では「複合施設の運営・維持管 理業務にかかる・・・」と記載が有ります。どちらを正と すればよろしいでしょうか。	「複合施設の運営・維持管理業務」と読み替えるものと します。
104	運営業務委託契 約書（案）	23								別紙1 保険の詳細	入札説明書添付資料5の記載内容に加えて機械保険等が記 載されておりますが、本内容も記載の条件で加入が求めら れると理解してよろしいでしょうか。なおその場合、加入 の仕方によってはその他の保険に集約される形になる事も 想定されますが、記載の条件を満たしていれば良いと理解 してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	様式集									入札参加資格審査に関す る提出書類	書類作成にあたっては、平成26年2月28日付「エネルギー 回収施設（立谷川）建設及び運営事業 第1回入札説明書 等に関する質問【入札参加資格に関する質問】の回答」内 容を準用してよろしいでしょうか。	入札説明書等に記載のとおりとします。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
106	様式集	様式2-3								委任状	押印者の数により複数枚となった場合でも、割印は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	様式集	様式2-4	③							入札参加資格要件確認書その1	「③複合施設の運営・維持管理にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できることを証明する書類」は、様式2-6およびそれにかかる添付資料が該当するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	様式集	様式2-4	①～③	1	⑦					入札参加資格要件確認書その1～その3	連結決算とありますが、本事業の応募企業が特定企業の連結子会社である場合、親会社の貸借対照表及び損益計算書を提出するものという理解でよろしいでしょうか。また連結決算の計算書類の提出を求められるのは、法制度上連結決算を求められる企業のみという理解でよろしいでしょうか。	前段については、連結親会社及び連結子会社いずれの貸借対照表を及び損益計算書も提出してください。 後段については、ご理解のとおりです。
109	様式集	様式2-4	①	2	④					添付資料	本要件を証明する書類は、監理技術者資格の免状の写しを提出するのみで、様式2-6に類する書類はないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
110	様式集	様式3, 5, 6, 7								様式3、5、6、7	指定された用紙サイズであれば、余白、枠線（セルの幅、セルの高さ等）については読みやすさを損ねない範囲で変更してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	様式集	様式6-27								地元企業への発注	関心表明の有無で「有」とした場合には関心表明書（任意様式）を添付するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	様式集	様式7-9								人件費	「※3 上記費用は、事業提案資料の運営体制（様式6-6）と整合させること。」とありますが、様式6-6は「1. 設計・建設に関する事項（2）土木・建築に関する事項 ア 全体配置計画」のため、「様式6-6」を「様式6-14」と読み替えてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。運営体制（様式6-14）と読み替えるものとします。
113	様式集	様式7-26								関心表明書	表中に「関心表明の有無」とございますが、「有」とした場合、関心表明書は添付するものと理解してよろしいでしょうか。 添付する場合、指定の様式等があればご教示願います。	本表No. 111を参照してください。
114	様式集	様式8全般								事業計画に関する提出書類	「一円未満は切り捨てること。ただし、表示は千円単位とする。」と記載された様式について、この規定ですと、表示された数値の合算が合計と一致しない場合も考えられますが、一円単位で合計と一致していればよいと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	提出書類の作成要領	1	1	(3)						共通事項	「その場合、一式をまとめて」とありますが、任意の封筒に入れ封印する対象は電子媒体のみという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回 答
116	提出書類の作成要領	6	2	(5)	イ～エ					事業提案書に関する提出書類	基礎審査に関する提出書類・非価格要素審査に関する提出書類・事業計画に関する提出書類に関して提案内容を補完説明するための資料は添付しないものと考えてよろしいでしょうか。	補完説明するための資料の添付を認めません。
117	提出書類の作成要領	9	3	(1)	①					共通事項	「次に示す提出書類については、企業名を特定または類推できる記載を行わないこと。」とございますが、正本・副本ともに記載を行わないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	提出書類の作成要領	9	3	(1)	⑦					共通事項	「それぞれの書類単位で用紙中央・最下段に通し番号を付すこと。〔該当ページ番号/各審査書単位の総ページ数〕」とありますが、様式5-1～11 基礎審査に関する提出書類は内容物の種類も多く、通し番号では分かり辛いので、1-1-2-1-1などの様に、章・節・項ごとに枝番を取る形式としてよろしいでしょうか。	「当該ページ番号/各審査書単位の総ページ数」は必ず付けて下さい。なお、ご提案のように枝番を付したページ番号を併せて付すことも認めます。
119	提出書類の作成要領	7	2	(5)	ウ					非価格要素審査に関する提出書類	各提案書様式内容を補足する資料の添付は、指定箇所以外は認められないと理解してよろしいでしょうか。	補完説明するための資料の添付を認めません。